

被留置者との面会時における 遵守事項について

被留置者に面会に来られる方は、以下の事項を遵守するようお願いいたします。

- ① あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- ② 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、スマートフォン、パソコン等を使用してはならないこと。（面会室への持ち込み禁止）
- ③ あらかじめ申し出て承諾を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- ④ 留置施設内では、必要がある場合には、着衣又は携行品を検査したり、携行品を職員が一時預かったりすることがあること。
- ⑤ 面会の際に直接金品の授受をしないこと。
- ⑥ 留置施設の職員の職務上の指示に従うこと。
- ⑦ 遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了したりすることがあること